一般社団法人海田町文化スポーツ協会 定款

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人海田町文化スポーツ協会と称する。 (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県安芸郡海田町に置く。 (目的等)

- 第3条 当法人は、海田町の文化スポーツ活動の振興を担い、文化・スポーツ活動の活性化、レベルの向上及び保護に貢献することを目的に、 次の事業を行う。
 - (1) 文化系・スポーツ系講座に関すること
 - (2) 文化イベント、スポーツ大会等の開催
 - (3) 文化・スポーツ団体の連携の促進に関すること
 - (4) 海田町内で行われる文化・スポーツ活動の支援に関すること
 - (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方 法により行う。

第2章 会員

(種別)

- 第5条 当法人の会員は、次の4種とし、運営会員をもって一般社団法人及 び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の 社員とする。
 - (1) 運営会員 当法人の目的に賛同して入会し、法人の運営を推進 する個人
 - (2) 講座会員 当法人の目的に賛同して入会し、講座活動に参加する個人
 - (3) 団体会員 当法人の目的に賛同して入会し、文化活動に参加する団体
 - (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会する個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書 により申込みを行い、運営会員については理事会の承認、その他の 会員については会長の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

- 第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う 義務を負う。
 - 2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退社したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 1年以上会費を滯納したとき。
 - (4)総社員の同意があったとき。
 - (5) 除名されたとき。

(任意退社)

第9条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、社員においては 1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に 反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき 正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員 総会の決議により、その会員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会の招集)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社 員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会 は、必要に応じて招集する。

(構成)

- 第13条 社員総会は、社員をもって構成する。
 - 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項 に限り決議する。 (招集)

- 第15条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定により会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。
 - 2 社員総会の招集通知は、書面又は電子投票を認める場合を除き、会 日より 1 週間前までに各社員に対して発する。ただし、すべての社 員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使 を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(決議の方法)

- 第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の 議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過 半数をもってこれを行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、 総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3)解散
 - (4) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使)

- 第17条 社員は、代理人によって社員総会の議決権を行使することができる。 この場合、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらか じめ当法人に提出する。
 - 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに行う。
 - 3 第1項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、 政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載 すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合、 当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権行使)

- 第18条 書面により議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書 面に必要な事項を記載した議決権行使書面を当法人に提出する。
 - 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第19条 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、社員は、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提供する。

2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席 した社員の議決権の数に算入する。

(社員総会決議の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的事項について提案した場合において、 当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思 表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があっ たものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第21条 会長が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、 当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

理事3名以上

監事1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、1名以上を副会長又は専務理事 とすることができる。

(選任等)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族 その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超え

てはならない。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互 に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えて はならない。

(理事の職務権限)

- 第27条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
 - 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当 法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了 する時までとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合 には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利 義務を有する。

(解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。 ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社 員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければなら ない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、そ の取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければな らない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第33条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任 について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議に よって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得 た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第34条 当法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
 - (5) 当法人の運営にかかる規則の制定、変更及び廃止

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を 招集する。

(議長)

- 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会 が定めた順序により他の理事が当たる。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたと きは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成 する。
 - 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。 (理事会規則)
- 第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理 事会において定める理事会規則による。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問等)

- 第41条 当法人には、名誉会長及び顧問を置くことができる。
 - 2 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長及び顧問は、一般法人法上の役員ではなく当法人に対して 何らの権限を有しないが、会長の諮問に応え、会長に対し、参考意 見を述べることができる。
 - 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。
 - 5 名誉会長及び顧問の選任の基準、任期等の細則については、理事会の 決議によりこれを別に定める。

第7章 部等

(部等)

- 第42条 会長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるとさは、理事会決議を経て、下部組織として部、部会ほか必要な組織(以下、「部等」という。)を置くことができる。
 - 2 部等の構成員については、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
 - 3 部等は、第16条第2項記載の社員総会決議事項及び第35条記載 の理事会決議事項についての意思決定を行うことはできない。
 - 4 部等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前 日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受け

- なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が 次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、 定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その 内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受 けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとと もに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に 供するものとする。

(剰余金の処分制限)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社 員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更するこ とができる。

(解散)

第48条 当法人は、法令に定める事由によるほか、社員総会において、総社 員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多 数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する

ものとする。

第10章 情報公開

(情報公開)

- 第50条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定 める。

(個人情報の保護)

第51条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月末日 までとする。

(設立時理事及び設立時代表理事)

第53条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 小畑 佑藏

設立時理事 百本 邦子

設立時理事 山路 進朗

設立時代表理事 小畑 佑藏

設立時監事 吉本 知可

2 当法人の設立当初の役員の任期は、第29条第1項及び同2項の規 定にかかわらず、成立の日から最初の社員総会の終了する時までと する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

- 第54条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。 設立時社員
 - 1 住所 広島県安芸郡海田町畝一丁目4番11号

氏名 小畑 佑藏

- 2 住所 広島県安芸郡海田町三迫三丁目9番19号
 - 氏名 百本 邦子
- 3 住所 広島県広島市東区戸坂惣田二丁目10番6号

氏名 山路 進朗

4 住所 広島県安芸郡海田町中店9番28号

氏名 吉本 知可

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人海田町文化スポーツ協会設立のため、設立時社員 小畑 佑藏外3名の定款作成代理人 行政書士法人Asumia 代表社員 崎田 和伸は電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年2月25日

設立時社員 小畑 佑藏

設立時社員 百本 邦子

設立時社員 山路 進朗

設立時社員 吉本 知可

上記定款の作成代理人 広島市東区光町二丁目 6番41号 行政書士法人Asumia 代表社員 崎田 和伸